

ミャンマーにおける問題点と要望

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
1 外資参入規制	日機輸	(1)	輸出入ノ国内販売への外資参入規制	<p>・1%でも外資が入っている場合は外資企業として看做され、輸入・販売ができない状態がまだ継続。 2015年後半、一部の業種では外資にも解禁されたが、いまだ不十分ではない。投資法上は解禁扱いだが、所管官庁に相談しても許可が下りない状況。 2017年4月から新投資法が施行する予定だが、貿易業の外資参入が全面的に開放される見込みであり大いに歓迎している。 (内容、要望ともに変更)</p> <p>・外資100%で貿易業が許可されていない。 2015年6月、ティラワSEZ経済特区進出企業に対しては一部輸入権及び販売権(卸)を与えるとの発表あり。 ==>合併会社にのみ輸入権を開放にとどまる(2015年) (追加)</p>	<p>・100%外資による輸入・卸売りへの参入を認めてほしい。</p> <p>・SEZ外の企業に対しても輸入権、販売権を与えてほしい。</p>	<p>・外国投資法 2017/4から新投資法が施行予定</p> <p>・外国投資法</p>
	日機輸	(2)	案件ごとの工事事務所設立不可	<p>・特定案件受注後、工事事務所を設立、税番登録して工事にあたるのが通常であるが、ミャンマーでは、具体的な案件ごとに事務所を設立することが認められていない。工事業務を担う駐在員事務所としての包括的登録が必要で、既存の駐在員事務所がある場合、やや混乱が生じる。 (継続)</p>	<p>・工事事務所ごとに、工事事務所の設立が出来るようにしてほしい。</p>	
9 輸出入規制・関税・通関規制	日機輸	(1)	輸入ライセンス登録手続の煩雑	<p>・完成品、原材料・部品の輸出入の際、モデルごとの輸入ライセンス登録が必要。 (変更)</p>	<p>・外資企業への輸入権解放共に輸入ライセンス制度の完全廃止。</p>	
	日機輸			<p>(改善)</p> <p>・「輸入ライセンス取得を必要としない品目」は2015年2,079品目に拡大していたが、8月よりネガティブリスト形式に改められ、4,405の品目が「輸入ライセンスの取得が必要な品目」として商業省より公表され改善があった。また、ティラワ進出企業には輸入ライセンスの免除も発表されており改善が見られる。</p>		
	日機輸	(2)	短い輸入許可期間	<p>・輸入許可証のライセンス期間が3ヶ月ゆえ、長期の契約・プロジェクトにおいて、頻繁に更新が必要であり、非常に煩雑。また、輸入許可証の発行官庁である商業省の対応も担当者によりまちまちであり、混乱が生じる。 (継続)</p>	<p>・輸入許可証ライセンス期間を長く(少なくとも6ヶ月から1年。またはプロジェクトの場合、契約工期全体をカバー)して欲しい。</p>	
	日機輸	(3)	ODA関連資機材の免税輸入手続の煩雑・遅延	<p>・ODA案件に関する資機材の輸入については、関連省庁との調整を自らがやらないと、免税措置が担保できない。更に末端の通関当局での手続き遅延も多い。 (継続)</p>	<p>・関係省庁と税関当局への連絡を密にして、確実に免税扱いとして手続きが進むようにしてほしい。</p>	
13 金融	日機輸	(1)	公共料金支払いが政府系特定銀行のPAY ORDERに限定	<p>・税金、電気代、水道代の支払いは、各TOWNSHIPの当局窓口に出向いて実施するが、現金以外の支払いの場合は政府系銀行のMEBでの支払いが必要。しかし、MEBでは政府系銀行MFTB・MICBのPAY-ORDERではないと受け付けないとされ、邦銀支店をはじめとする民間銀行発行のCHEQUEが拒否されることがある。 また邦銀支店からMEBへの銀行間支払いは原則不可となっている。 (KBZ発行のPAY ORDERで商業税の支払いが可能となった) (追加、要望削除)</p>		<p>・運用</p>

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14	税制	日機輸	(1)	租税条約の未締結	・日本とミャンマーとの間に租税条約がないため、日本からの投資の大半がシンガポール経由となっている。日・ミャンマー租税条約が未締結の状態では、長期出張者(180日以内)に対する課税が二重課税となる虞もある。 2014年8月の日緬外相会談で実務当局間での協議開始に合意をしているにも拘わらず、2017年2月時点ではいまだ締結には至っていない。 (変更)	・一刻も早い締結を望む。	
		日機輸	(2)	商業税の仕入れ税額控除の利用困難・運用不透明	・仕入れ税額控除の仕組みが利用者に浸透していないこと(少額の場合、仕入れ税額控除を利用せず、商業税をコスト化しているケースが大半)、大型プロジェクトの場合客先からの入金と下請けへの支払い時期にズレが発生すること、控除のための確証入手の煩雑さに伴って、以下の問題に直面している。 - 会計年度を跨いだ仕入れ税額控除が認められない - 還付の獲得は実質的に不可能 - 特に政府系機関の場合(元請け入金・下請け支払い時期のズレ、控除のための確証入手遅れにより、客先が支払い済み商業税納税全額の納付が確認できず)、入金済み商業税全額の納付証明を提示するまで後続の商業税請求が受け付けられない。 (継続)	・会計年度を跨いだ仕入れ税額控除を認めて欲しい。 ・また還付制度の確実な運用。 ・商業税利用者に対する啓蒙活動(MOF歳入局によるQ&A集作成など)を望む。	・商業税法
		日機輸	(3)	納税義務負担の大きい源泉税徴収制度	・源泉税徴収制度(ベンダーにサービスFEEを払う際源泉税の源泉を行い、税務当局に支払い、確証を入手の上ベンダーに届ける仕組み)が存在しているが、サービスの買い手側の納税実務の負担が大きく現状はまったく機能していない(無視されている)。 この制度は、サービスの売り手側の利益の一部を所得税として前払いさせることが目的とされている。(要望とは反対に、源泉徴収制度の適用強化の方向へ動いている) (追加、要望変更)	・(源泉徴収の適用強化の代わりに)税務申告の迅速な処理と還付制度の確実な運用。	・税法
		日機輸	(4)	ODA案件の個人所得税・法人税の免税手続の不明確	・ODA案件に関する個人所得税・法人税の免税についても、関連省庁との調整を自らやらないと、免税措置が担保できない。また、省庁間のコミュニケーションルートが定まっておらず、たらい回しにされ、確認に時間を要する。 (継続)	・MOF・歳入局主導で免税措置が確実に実施されるよう、手続きを明文化して欲しい。	・税法
16	雇用	日機輸	(1)	雇用契約書ミャンマー語原則	・2015年10月から労働契約書の当局提出義務が強化されたが、ミャンマー語契約のテンプレートを原則遵守するよう要請されている。すでに存在している英文契約書のミャンマー語化とテンプレートFORMへの落とし込みが必要だが、英文原契約書との整合性の確保をどうするか検討や翻訳作業などで実務負担が増大している。 (継続)	・英文雇用契約書の提出でも受理してほしい。	・通達
		日機輸	(2)	駐在員の査証手続の煩雑・遅延	・査証手続きに時間がかかる。 駐在員の査証手続きに各種推薦状発行を要する(推薦状の発行に時間がかかる)。 駐在員の家族の査証手続きにエントリービザからの更新が認められない。 日緬共同イニシアティブにおいて少しずつ改善されている。今後ウォッチが必要。	・査証手続きの時間短縮。 日本大使館推薦状、住居オーナー推薦状、居住地役所推薦状を不要とし、日本大使館発行の在留証明書にて代用する。 更新手続きの簡素化。	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
16				=>査証は書類が揃えば30日で発行されるようになった。駐在員家族査証発行・更新は引続きビジネスビザが必要 (内容、要望ともに変更)			
	日機輸	(3)	一時出国手続の煩雑	・ネピドーに居住する外国人は一時出国の際に外国人登録証(FRC: Foreigner Registration Certificate)を提出するが、事後回収の場所がヤンゴンになっている。ネピドーから入出国しても、一旦ヤンゴンへ行かないといけないのは極めて不便。 (2016年11月からFRC提出義務が不要になり改善された) (追加)	・FRC原本提出義務の免除がベストだが、まずはネピドーでも回収できるようにしてほしい。		
	日機輸	(4)	短い滞在許可期間	・滞在許可期間が1回目は3ヶ月、2回目は6ヶ月、3回目以降1年と随時延長されるシステムに2014年度から改悪された。未だに改善されていない。 (継続)	・駐在員の安定的な地位確保のため、最初から1年間の滞在許可を付与してほしい。		
	日機輸	(5)	査証手続きの恣意的運用	・当地入国VISA申請時、現地拠点当社関係先に招待状を発行するが、2016年2月から従来の事務所登記証および営業許可証に加えて、最新の納税証明書の提出が義務付けられた。営業法人の場合、顧客に利益水準を開示する行為にもなるので、抵抗感が高くビジネス交流に支障が発生することを危惧する。 政府として制度見直しを示唆しているものの、未だ改善されていない。 (継続)	・現行新制度の廃止。或いは納税番号の登録証明書だけで対応するように制度変更。	・移民局の通達	
	日機輸	(6)	外国人労働許可・入出国規制の厳格化	・現在国会で審議中の外国人法・外国人労働者法が承認されれば、外国人の24時間以上の国内移動の事前認可、出国時における認可取得、労働許可取得義務などが当地で勤務する外国人に課される。	・イミグレの行政能力を考慮すると事前認可制では、外国人の移動や勤務に大きな支障が懸念されるので、実態に即した柔軟な運用を御願いたい。	・外国人法・外国労働者法 (国会で審議中)	
17	知的財産制度運用	時計協	(1)	商標登録制度の不在	・現状では、商標登録制度が存在しておらず、慣習的に登記事務所に“商標”を登記後、新聞広告を行っている。商標としての保護が適切に実施されていない。 (継続、要望変更)	・知的財産権制度の早期制定を望む。	
21	土地所有制限	日機輸	(1)	土地所有制限	・100%外資企業の土地所有が認められていない。	・安定した事業運営の為に、土地所有を認めてほしい。	
26	その他	日機輸	(1)	電力・通信インフラの未整備	・電力インフラが整っていない。	・早期に需要に見合った発電能力増強を実施してほしい。	
		日機輸	(2)	ティラワSEZ周辺インフラ開発の遅延	・円借款でティラワSEZ周辺インフラの整備を進めることになっているが、それ以外のインフラ(例えばバゴー川に架かる橋梁)についても重点的な公共投資が必要。一方、ODA案件に関しても、入札後の交渉、諸手続きの遅れにより、順調に進展していると言えない。 バゴー渡川橋のODA付与が決定したのは大きな前進。NLD政権もティラワ開発を支援する動きを強めており、引き続きの支援継続を望む。 一方、電力については長期計画が見通せず、安定電力を必要とする海外投資家の進出を阻害する要因となっている。 (内容、要望ともに変更)	・ティラワ工業団地ZONE-Aが2015年9月から開業しているものの、周辺インフラ開発が進まぬ現状ではZONE-Bの開発進捗に支障が出る。発電所、変電所、通信、道路、水などのインフラ整備の更なるスピードアップが必要。	